

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市 ほか1名

被告奈良市第5準備書面

令和8年2月24日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告奈良市訴訟代理人

山形 康  代

若林 直  代

小野 夏海  代

被告奈良市指定代理人

野口 弘雄  代

酒井 悠至  代

奥野 彰久  代

河野 大樹  代

岸野 友子  代

前田 真一  代

松本 旭史  代

被告奈良市は、本準備書面において、2025年（令和7年）11月10日付け原告の第11準備書面（以下「原告第11準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論するとともに、その求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 自衛隊法97条1項及び同施行令120条が本件条例8条1項1号の「法令等」に当たらないなどとする原告の主張は理由がないこと

1 本件条例8条1項1号の「法令等に定めがあるとき」の解釈に関する原告の主張は、合理的根拠に基づかない独自の見解によるものであり、理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、本件条例8条1項1号「法令等に定めがあるとき」について、宇賀克也著「新・個人情報保護法逐条解説」（乙第3号証・475ページ）の記載を根拠に、「法「令」に基づく場合とは、法律であらかじめ提供できる場合を一定の範囲で定め、要件・効果を政省令で、より具体的に定めている場合に、当該政省令が許容する範囲でのみ、提供が可能となるという意味である」と主張する（原告第11準備書面第2・3及び4ページ）。

(2) 原告の主張は独自の見解にすぎないこと

令和7年9月22日付け被告奈良市第4準備書面（以下「被告奈良市第4準備書面」という。）2(1)（2及び3ページ）のとおり、原告が挙げる上記文献（宇賀克也著「新・個人情報保護法逐条解説」）には、「法令に基づく情報提供が義務づけられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含む」との説明がされているが（乙第3号証・475ページ）、原告の主張するような「法律であらかじめ提供できる場合を一定の範囲で定め、要件・効果を政省令で、より具体的に定めている場合に、当該政省令が許容する範囲でのみ、提供が可能となる」との解釈は採られてい

ない。

むしろ、被告奈良市第3準備書面第1の2(2)ア(4及び5ページ)のとおり、「法令に基づく場合」に個人情報の目的外利用ができるとされる趣旨は、法令には当該個人情報の取得等の必要性が立法意思として明らかにされており、当該法令により保護されるべき権利利益が明確であって、当該法令に照らして合理的範囲に取扱われるものである点にあり、このような趣旨に照らせば、「法令等」の解釈に当たっては、「厳格な限定を行うことなく、法令解釈によって根拠となるものであれば、個人情報の有用性に鑑み、本号(引用者注:個人情報保護法18条3項1号)に該当しうるものというべき」である(乙第4号証・225ページ)。

したがって、原告の前記(1)の主張は、原告の独自の解釈に基づくものによらず、理由がない。

2 本件覚書締結行為及び本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づくものであり、「法令等に定めがあるとき」(本件条例8条1項1号)に該当すること

(1) 原告は、本件条例8条1項1号「法令等に定めがあるとき」の解釈について、前記1(1)の主張を前提とし、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づく個人情報の提供が「法令等に定めがあるとき」には該当しない旨主張する(原告第11準備書面第2・3及び4ページ)。

しかし、本件覚書締結行為及び本件提供行為が、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づくもので、「法令等に定めがあるとき」に該当することは、被告奈良市第1準備書面第3の2(2)(9ないし11ページ)及び同準備書面で援用した被告国第1準備書面第5の2(2)イ及びウ(16ないし20ページ)のとおりである。

(2) なお、この点、原告は、「自衛隊法97条1項は組織規程でしかない。したがって、これに基づく政令は、個人情報の提供を許容する根拠規程になどな

り得ない。したがって、自衛隊法施行令120条では個人情報の提供などできない。」と主張する（原告第11準備書面第2・3及び4ページ）。

しかし、被告奈良市第3準備書面第2（6ページ）で援用した被告国第3準備書面第2の3(2)（9ないし15ページ）のとおり、自衛隊法97条1項の趣旨等に照らし、同施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解することは自衛隊法97条1項の授權の範囲を超えるものではなく、自衛隊法97条1項及び同施行令120条は、個人4情報の提供の根拠となる「法令等」に該当するから、原告の前記主張は理由がない。

第2 原告第11準備書面第5（6ページ）による原告の求釈明に対する回答

1 原告による求釈明

原告は、「被告奈良市は、住民基本台帳法第11条第1項が名簿提供の根拠の一つと考えているが、答えられたい。」との求釈明を申し立てている（原告第11準備書面第5・6ページ）。

2 被告奈良市の回答

被告奈良市第1準備書面第3の3（11ないし13ページ）のとおり、被告奈良市による本件覚書締結行為及び本件提供行為は、住基法11条1項を根拠とするものではなく、自衛隊法97条1項及び同施行令120条を根拠とするものである。

なお、その余の求釈明については回答の要を認めない。

以上